

S&L B、貸手のファイナンス・リース、検討—ASBJ

去る2023年12月27日、企業会計基準委員会は、第517回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は以下のとおり。

金融資産の減損に関する会計基準の開発

第208回金融商品専門委員会において、ステップ4（信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされていない金融機関に適用される会計基準の開発）を採用することが見込まれる金融機関の代表者（全国地方銀行協会および第二地方銀行協会）への意見聴取が行われ、その内容に関して報告がされた（2024年1月1日号（No.1698）情報ダイジェスト参照）。

この報告を受けて、委員からは「予想信用損失モデルの導入について、地域金融機関が大きな懸念を持っていることがわかった。しっかりと議論して理解を深めることが必要」との意見が聞かれ、事務局から「どのような配慮ができるか検討していく」との回答があった。

パシシャルスピンの会計処理

第110回企業結合専門委員会（2024年1月10日・20日合併号（No.1699）情報ダイジェスト参照）で審議された、

企業会計基準適用指針公開草案80号（企業会計基準適用指針2号の改正案）「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」等および、日本公認会計士協会会計制度委員会報告7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」の改正に関する公開草案へ寄せられたコメントの紹介が行われた。

次回以降、事務局のコメント対応案が示される予定。

リース会計基準の開発

第140回リース会計専門委員会（2024年1月10日・20日合併号（No.1699）情報ダイジェスト参照）で審議された、次の論点の議論が行われた。

- セール・アンド・リースバック（S&L B）取引

て、資産の譲渡とリースバックを一体の取引とみて金融取引と整理すべきではない等のコメントに対して、公開草案の提案を変更しない案が示された。

また、一時点で充足される履行義務に該当する譲渡のみがS&L B取引に該当することを明示的に定める意図および目的について結論の背景で明確にする必要があるというコメントに対して、結論の背景に特段の追加を行わない案が示された。委員からは、「現行実務からの変更点であり、もう少し検討を」との意見が聞かれた。

フルペイアウトの考え方について借手のリース期間を基準に考えるのか、また、リースバックの該当性に関する具体的な要件および貸手におけるファイナンス・リースとの関係を明確化すべきとのコメントに対して、適用指針案の結論の背景において追記する案が示された。委員からは賛成意見が聞かれた。

- ファイナンス・リース（貸手のリース料）

借手のリース料の範囲に含まれる「指数及びレートにより変動する使用料」が貸手のリース料に含まれるか明確化すべきであるとのコメントに対して、「指

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
2月13日(火)まで (10日が土曜日のため)	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和6年1月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
2月29日(木)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和5年12月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和5年11月期) 2カ月延長法人(令和5年10月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(12月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(3月、6月、9月、12月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・6月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(12月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(3月、6月、9月期) ⑧ 決算期の定めのない人格のない社団等の法人税の申告納付	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。 ⑧ 12月末日が決算期とみなされる。
2月中の市町村条例で定める日まで	⑨ 固定資産税(都市計画税)第4期分の納付	
(付記) 個人の申告等の法定期限は所得税(復興特別所得税)・贈与税・住民税・事業税・国外財産調査は3月15日(金)まで、消費税・地方消費税は3月31日が日曜日のため4月1日(月)まで、相続税は相続があったことを知った日から10カ月以内である。		

数又はレートに応じて決まる変動リース料を「貸手のリース料」に含めていないことを結論の背景に追記する案が示された。委員からは特段の異論は聞かれなかった。

会計

VCファンドの出資持分の会計処理、議論—ASBJ、金融商品専門委

去る2023年12月27日、企業会計基準委員会は、第209回金融商品専門委員会を開催した。

主な審議事項は以下のとおり。なお、同27日開催の第517回親委員会でも同テーマについて審議された。

上場企業等が保有するVCファンドの出資持分

第516回親委員会（2024年1月10日・20日合併号（No.1699）情報ダイジェスト参照）において新規テーマとされた、上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分の会計上の取扱いについて、審議が行われた。企業会計基準諮問会議で示された「VCファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする限定した範囲での対応を求めるとの付記を受けて、事務局から議論の進め方について次の提案が

示された。

- ・まずVCファンドに相当する組合等の定義について検討を行う。
- ・そのうえで、「時価評価を強制するアプローチ」と「時価評価するオプションを認めるアプローチ」のいずれを採用するかについて検討を行う。
- ・前記の論点の検討を進めた後に次の項目の検討を行う。
 - ① 時価評価（評価差額は純損益）する範囲
 - ② 市場価格のない株式が市場価格のない株式以外の株式になった場合の取扱い
 - ③ 時価評価のオプションを適用する単位（ファンド単位で適用または個々の株式の単位で適用）
 - ④ 注記事項
 - ⑤ 適用初年度の取扱い

専門委員会および、第517

ポジティブ・メンタルヘルズ

「困った子?…、待った!」

メンタルクリエイター 江口 毅

子どもの特別支援などの現場では、「困った子は困っている子」という言葉があります。大人が「困った子」と捉える子は、周りと同じようにできなくて、大人や友達が期待するように動けずに、1人で「困っている子」なのだから、手を差し伸べることや多様性を認めることが大事だという考え方が子ども観（こども観）です。

私たちは、自分たちの都合や価値観でレッテルを貼ったり、自分が多数派でいたいという思いから自分と違う価値観や生き方を排除しようとしがちです。だからこそ、意識的に「ちょっと待てよ、本当にこれでいいのか」と自身が行っているレッテル貼りや偏見を見つめる必要があります。

あなたの会社でも「困った社員」や「困ったチャーン」などといわれている人がいないでしょうか。その人は、もしかすると「困っている人」なのかもしれません。性格、考え方や、障害、仕事のミスマッチなどが原因で、周りと同じようにできず苦しんでいるのかもしれない。そのような人をみかけたとき、すぐに「困った社員」とレッテルを貼るのではなく、何に困っているのだろうか、何に躓いているのだろうか、どうしてスムーズ

にできないのだろうかなどと想像し、ときにその人に尋ねながら、周りができることを探ってみてはいかがでしょうか。

もつひとつの観点として、「問題は、関係性」のなかで起きていく「ことを挙げます。私たちは、たとえば仕事で成果を出せない人に対して、「個人」に問題があると考えがちです。しかし、実際は「関係性」のなかで起きていることであり、そこに問題があることが少なくありません。相手がわかるように教えていない、その人に合った成果の出し方を指導していない、能力の低い人を軽んじる雰囲気があるなどといった、「関係性」のなかで起きていることは、相手にネガティブな影響を及ぼしているといえるでしょう。よって、改善すべきなのは、「個人」ではなく、「関係性」だといえます。

「ここまで読んで、「頻繁にトラブルを起すような社員はどのようなか」という疑問が湧いてくるかもしれません。基本的には同じです。たとえば「モンスター社員」などと安易にレッテルを貼るのではなく、「この人は何が思いどおりにいなくて苦しんでいるのだろうか、なぜ規則やルールを破るのだろうか」といったことを想像した

り尋ねたりしながら、改善の道を探っていきます。もちろん、合理的な説明ができない周囲への迷惑行為、明らかにルール違反については就業規則に則って対処していくことも求められます。なお、「モンスター社員」と命名し、レッテルを貼ることが当該社員をモンスター化させ、事態をさらに悪化させていることに私たちは気づかなければなりません。言葉は世界をつくります。もともと困った社員やモンスター社員がいたわけではありません。私たちがそのように命名して誕生したのです。もし、私たちが「やんちゃな社員」と命名したら、その社員はやんちゃな社員として周囲に認知されていたでしょうし、「何かに困っている社員」と命名したら、支援すべき対象として認知されていたでしょう。このように私たちが選択した言葉が、身の回りの世界をつくっているといえます。

困った子は存在しません。困っている子が存在するだけです。困った社員やモンスター社員は、私たちがその名づけなければ存在しません。想像する力と言葉の力。この2つを大事にすることで、私たちを取り巻く世界の景色は随分変わります。

回親委員会では議論の進め方についての異論は聞かれなかった。専門委員からは、「時価評価の強制には反対」、「VCファンドが子会社に該当する場合も追加論点とするべき」との意見が聞かれた。

第517回親委員会では「オプシオンの採用は比較可能性が低減する懸念がある。採用する場合はいしつかりした理由づけが必要」等の意見が聞かれた。

LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計

2022年3月に改正された実務対応報告40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」では、米ドル建LIBORおよびそれ以外

外の通貨建てのLIBORに関する不確実性が完全になくなったということでもないため、金利指標置換後の取扱いについて再度確認を行う時期を1年後に限定せず、将来必要な場合にはあらためて確認を行うこととしていた。

これを受けて、特例的な取扱いの適用期間（2024年3月31日以前に終了する事業年度の期末日まで）のさらなる延長などの追加的な対応を検討するかどうかについて、事務局が分析を行い、不要である旨の提案が示された。

専門委員および、第517回親委員会において、事務局提案に賛意が示された。

会計

GM課税の段階的法制化への税効果の対応、検討

—ASBJ、税効果会計専門委

去る2023年12月26日、企業会計基準委員会は、第89回税効果会計専門委員会を開催した。

グローバル・ミニマム課税の段階的法制化への対応

2023年3月31日に、実務対応報告44号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法

の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告44号」という）が公表されている。

実務対応報告44号は、グローバル・ミニマム（GM）課税制度における所得合算ルール（IR）に係る取扱いを定めた令和5年度法制改正法にのみ対応

しているが、令和6年度以降の税制改正により軽減課税所得ルール（UTPR）および国内ミニマム課税（QDMTT）が段階的に法制化される予定であることを踏まえて、IRに関する取扱いのみならず、UTPRおよびQDMTT等の取扱いも含めたGM課税制度に係る税効果会計の取扱いについて検討を行うことならびに、実務対応報告44号の改正を行う場合の改正案の文案について審議が行われた。

事務局分析

なお、同27日開催の第517回親委員会でも同テーマについて審議された。

実務対応報告44号では、GM課税制度に基づく税効果会計の会計処理については、「GM課税制度の適用によって、企業が、既存の税法の下で認識した繰延税金資産および繰延税金負債を見直す必要があるかどうか」

「上乗せ税額を加味すると、税効果会計に使用する税率がどのような影響を受けるか」、「GM課税制度に基づき、追加的な一時差異を認識すべきかどうか」といった点が明らかではないとしている。

事務局分析では、UTPRおよびQDMTTもGM課税を構

成するルールであることから、こうした状況は変わらないものと考えられるとし、国際的にもIAS12号「法人所得税」や米国会計基準での取扱いはUTPRやQDMTTを含めたものであり、国際的な会計基準における取扱いと整合することとなる

また、この事務局提案を踏まえ、1項の「目的」で、GM課税を、令和5年度の法人税法改正によるものとする記載から、実務対応報告公開草案67号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」の1項とそろえ、BEP S包括的枠組みによるものとする記載に変更する等の文案が示された。

事務局提案

これらを踏まえ、IRのみならず、UTPRおよびQDMTT等の取扱いも含めて、国際的な動向に変化が生じるまでは、税効果適用指針の定めにかかわらず、GM課税制度の影響を反映しないこととした実務対応報告44号の当面の取扱いの適用を継続することとする事務局案が示された。

専門委員および、第517回親委員会でも賛意が聞かれた。次回親委員会（1月23日開催予定）で公開草案を公表議決する予定。コメント期限は1カ月程度とし、本年3月末までに最終化する方向。

会計

SSBJ基準の構成、明らかに

—SSBJ

去る2023年12月25日、SSBJは第28回サステナビリティ基準委員会を開催した。

審議された具体的な検討事項は主に次のとおり。

第27回（2024年1月1日号（No.1698）情報ダイジェスト参照）に引き続き、IFRS S1号、S2号に相当する

温室効果ガス排出目標
日本版S2基準において、IFRS S2号の定めを取り入れる。

委員からはIFRS S2号の定めを取り入れること自体への異論は聞かれなかったもの

の定めを取り入れること自体への異論は聞かれなかったもの

の「ISSBの基準がオフセットのなかでもカーボンクレジットに注力した開示となっているため、いわゆるカーボンクレジットを使用したオフセット以外の吸収・除去の取組みに関する開示についてガイダンスを設けるなどの明確化が必要では」との意見が聞かれ、事務局は「ISSBに問い合わせるなどして検討する」と回答した。

「サステナビリティ開示基準の適用」の文案

事務局はSSB J基準の構成について、国際的な整合性を踏まえ、次の4区分を示した。

- 1 サステナビリティ開示「二バーサル基準」
 - (1) サステナビリティ開示基準の適用
 - (2) 以降は未定
- 2 サステナビリティ開示「マテリアリティ別基準」
 - (1) 一般開示基準（IFRS S1号のコア・コンテンツに関する定め）
 - (2) 気候関連開示基準（IFRS S2号に相当する定め）
- 3 サステナビリティ開示「産業別基準」
- 4 サステナビリティ開示「実務対応基準」

1はサステナビリティ開示基準の全体像について説明する基準で、IFRS S1号のコア・コンテンツ以外の定めを想定している。3はISSB基準の産業別基準に相当するもの、4は1から3のいずれにも該当しない日本独自の定めで、いずれも当面はないものと想定している。

今回は、1の「(1)サステナビリティ開示基準の適用」の文案について検討がなされ、次の2点に議論が集中した。

- ① 「ガイダンスの情報源」について、SASBスタンダードを義務づけるか否か
- ② 「安全保障を脅かす可能性のある情報」の濫用リスク

①について、委員からは「投資家と企業との共通言語という意味でも『できる』規定ではなく、義務づけをするべきである」という意見と、「SASBスタンダードのデュープロセスに問題があるため、義務づけることは慎重になるべき」と両論が聞かれた。

事務局は「デュープロセスに不透明さがある以上、義務づけることへの説明が困難」とした

うえで、「再度検討したい」と回答した。

②について、委員からは「安全保障という言葉の意味が幅広く、明確にすることが難しいため、濫用のリスクがある」などの意見が聞かれた。

金融

期待外れの雇用統計と想定外のFOMC議事要旨

米労働省が1月5日に公表した雇用統計によると、12月の失業率は前月と同じ3.7%、非農業部門の雇用者数は21万6,000人の増加だった。

市場予想の17万人増加を上回る増加人数であり、今年前半の米連邦準備制度理事会（FRB）の利下げ開始を見込む市場にとっては、期待外れだったかもしれない。政府部門、医療、建設業界などでは雇用数の増加がみられたが、運輸・倉庫といった物流関係の分野では雇用数は減少した。

過去の経験則上、失業率が5%を下回る経済は、完全雇用に近い状態にあると考えられ、今回の失業率3.7%は、米国の経済の労働市場が堅調に推移している証拠といえる。当初、パ

事務局は、「法令で禁止されず安全保障を脅かす可能性がある場合は稀であるため、濫用リスクは低いと考えている」という言葉の使用なども再度検討したい」と回答した。

一方で、12月の米連邦公開市場委員会（FOMC）議事録を讀むと、12月に利下げを織り込んでいくかのようなFRB要人発言と同じトーンではなく、むしろ景気上振れリスクも見込んでいることがわかる。会合参加者の多くは、そのための金融引締めを維持する必要性と、引締めが景気に与える悪影響のバランスを取らざるを得ないジレンマに悩んでいる、といった記述が読み取れる。これは、金融緩和を期待する市場からみると意外だったかもしれない。

為替市場でドル円相場が年明けに上昇、ドル高が進んだ理由の1つは、こうした市場の利下げ期待を裏切る12月のFOMC議事録が公表されたためだ。また量的引締め（QT）の減速や停止についても議論されている。これも今後は相場の波乱要因となりそうだ。

証券

日本株の独歩高、どこまで続くか？

年が明け、1月上旬の世界の株価推移をみると、日本株価が上昇率トップであった。日経平均、TOPIXは前年末比約

3%の上昇となったが、米株価は辛うじてプラス、他の主要国株価は軒並みマイナスを記録した。株式市場が明るい年明けと

この20日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2023年12月25日	金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」報告	金融庁	市場の環境変化を踏まえ、公開買付制度について企業支配権に重大な影響を与えるか否かの閾値の引下げ、大量保有報告制度について「共同保有者」の範囲の明確化などを提言するもの。 https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20231225.html	—
2023年12月26日	「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」の改正	金融庁	株式報酬として交付される株式が譲渡制限付である場合(RS)については、有価証券届出書でなく臨時報告書の提出で足りるとする特例について、当該株式報酬について、一定の事由が生じた際、譲渡制限を解除する旨の条項が含まれている場合でも、有価証券届出書の提出を不要とするもの。公表日から適用。 https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20231226/20231226.html	—
2023年12月27日	「少数株主保護及びグループ経営に関する情報開示の充実」及び「支配株主・支配的な株主を有する上場会社において独立社外取締役に期待される役割」に関する取りまとめ	東証	親子上場会社のガバナンスに関して、「従属上場会社における少数株主保護の在り方等に関する研究会」での議論を踏まえ、「少数株主保護及びグループ経営に関する情報開示の充実」、「支配株主・支配的な株主を有する上場会社において独立社外取締役に期待される役割」の2点について、取りまとめたもの。 https://www.jpx.co.jp/news/1020/20231226-01.html	—
2023年12月27日	法務省令50号 会社法施行規則の一部を改正する省令	法務省	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の規定に基づき、「磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体」と改める等の改正が行われたもの。 https://kanpou.npb.go.jp/20231227/20231227g00272/20231227g002720097f.html	—
2023年12月27日	「記述情報の開示の好事例集2023」	金融庁	2023年1月の改正開示府令において有報等に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設されたことを踏まえ、どのような開示が投資判断にとって有益と考えられるのかについて、開示例や開示のポイントを取りまとめたもの。 https://www.fsa.go.jp/news/r5/singi/20231227.html	—
2023年12月27日	「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」等の一部改正について(法令解釈通達)他	国税庁	令和6年度税制改正の大綱において明確化された、簡易課税制度または適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置(2割特例制度)適用事業者が税抜経理方式を適用した場合の仮払消費税等の経理処理について、所要の見直しを行ったもの。あわせて「消費税経理通達関係Q&A」も改正されている。 https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hojin/kaisei/231215/index.htm	—

なったのは世界で日本と米市場だけといつてよい。

日本株価が突出して上昇する光景は、昨年半ばに何十年振りかみだが、新年早々その再現か、という期待が強まっているようだ。しかし、この勢いが持続するには多くの関門がある。

昨年の日本株独歩高は海外投資家が日本株の出遅れに気づき、投資意欲を高めたためである。その結果、日本株価は上昇し、現在、割安感は解消されつつある。今後、株価上昇が続くためには収益の上方修正といったファンダメンタルズのさらなる好転が必要であろう。

日本企業の収益向上のためには国内外の景気回復・上昇が求められるが、米国、中国を筆頭に世界経済の成長見通しはさほど明るくない。国内景気は賃上げと物価上昇の好循環が現実化するかどうかカギであるが、まだまだ不透明感が根強い。

また、日本市場は長期化して弊害が認識されるようになった異次元金融緩和政策の修正・撤廃が求められているが、いざ変更となると、財政、企業、消費者への打撃が予想され、着手するのは容易でない。また、この問題は米金融政策の変更と密接

に絡んでいるため、アメリカの行動を見極めなければ動けないという弱みがある。

さらに、昨年目立った地政学的な事件が今年も広がらないかなど注意すべき事項は多い。

こうした関門を何とかクリアし、他に魅力的な市場が出現しなければ、日本株の独歩高は案外、長続きするかもしれない。しかし、株式市場というものの性格上、変動は不可避で、2月に入れば、株価調整的な局面も出てくると考える。

お詫びと訂正

本誌2024年1月1日号(No.1698)特集にて誤りがありました。読者の皆様およびご執筆者の方に謹んでお詫びするとともに、次のように訂正いたします。

- 11頁図表2上部の説明文、2行目の行末(誤)「…事後的に内部統制報告書を訂正」

(正)「…事後的に内部統制報告書を訂正して」